資料１

海面利用協議会の概要

目　的

本協議会は、沿岸における安定的な漁業生産活動の確保並びに漁村地域の活性化にあたり、漁業と海洋性レクリエーションの共存と調和に資するため、海面利用の調整に係る意見聴取の場として各都道府県が設置（根拠:平成6年7月11日付け6水振第1583号 水産庁長官通知）。

（１）北海道の対応

・全道の統一的な取り進めにあたり「北海道海面利用協議会」を設置。
　また、沿海各振興局に「地区海面利用協議会」を設置し、相互で調整を図り、各地域の実情に応じて対応。
・委員は、漁業、遊漁、海洋性レクリエーションの各分野、学識経験者又は公益代表として、各振興局管内から選出。
・当該各分野の意見の聴取、集約を行う懇談会として運営。

参考：附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準（定義）

附属機関

地方自治法に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関

懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの

連絡調整会議

(1) 道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの
(2) 庁内各部等の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議

（２）委員の選任・運営

・委員の選任にあたっては幅広い分野から、また地域バランスを考慮して選任。
・宗谷地区海面利用協議会の委員は8名で構成。
　（漁業、遊漁、海洋性レクリエーション、学識経験者又は公益代表　各2名）
・任期は3年間。
　（第13期：選任の日から令和10年3月31日までのうち、3年を超えない期間）
・報償費（日額10,000円）と旅費（道職員10級相当額）を支給。
・会議は傍聴可能、会議資料及び開催議事録等は振興局ホームページにて公開。

第13期　宗谷地区海面利用協議会委員

■　任期　令和７年2月27日～　令和10年2月26日

区分	所属・役職	氏名	備考
漁業関係者 代表	宗谷漁業協同組合 専務理事	本間　靖敏	３期目
	稚内漁業協同組合 代表監事	鎌田　和正	
遊漁関係者 代表	稚内マリンクラブ副会長	遠藤　登喜男	２期目
	稚内マリンクラブ理事	佐々木　啓二	
海洋性ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ 代表	頓別遊漁船組合組合長	山本　賢一	
	中村釣具店 店長	畠山　清二	2期目
学識経験者 又は公益代表	稚内市水産商工課課長	木村　博之	
	枝幸町水産商工課課長	黒川　勇人	